

マージン率等の情報提供

株式会社ビーオルグ 東京事業所

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

1.労働者派遣の実績およびマージン率等（令和1年10月1日～令和2年9月30日）

派遣労働者数（1日平均）	3名
派遣先事業者数	3社
派遣料金の一人当たり平均額 ①	33,216円
派遣社員の平均賃金 ②	17,410円
マージン率（①－②）／①	47.6%

◆マージンに含まれる費用

社会保険料	法定福利費 (事業主負担分の社会保険料および労働保険料)
会社運営経費等	・派遣労働者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金 ・派遣労働者の健康診断費用 ・派遣労働者の教育研修費用 ・派遣労働者の募集採用活動費用 ・派遣労働者の労務管理費用 ・通信費等の諸費用 ほか
営業利益	マージンから社会保険料・会社運営経費等を差し引いた残額

2.教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・各種技術研修
- ・階層別研修
- ・メンタルヘルス研修

3.キャリア・コンサルティング相談窓口および連絡先

相談窓口：業務部 電話番号：03-3384-3192

4.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	締結している
協定労働者の範囲	システムエンジニア・プログラマー
労使協定書の有効期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日まで

マージン率等の情報提供

株式会社ビーオルグ 長崎事業所

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

1.労働者派遣の実績およびマージン率等（令和1年10月1日～令和2年9月30日）

派遣労働者数（1日平均）	0名
派遣先事業者数	0社
派遣料金の一人当たり平均額 ①	0円
派遣社員の平均賃金 ②	0円
マージン率（①－②）／①	0%

◆マージンに含まれる費用

社会保険料	法定福利費 (事業主負担分の社会保険料および労働保険料)
会社運営経費等	・派遣労働者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金 ・派遣労働者の健康診断費用 ・派遣労働者の教育研修費用 ・派遣労働者の募集採用活動費用 ・派遣労働者の労務管理費用 ・通信費等の諸費用 ほか
営業利益	マージンから社会保険料・会社運営経費等を差し引いた残額

2.教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・各種技術研修
- ・階層別研修
- ・メンタルヘルス研修

3.キャリア・コンサルティング相談窓口および連絡先

相談窓口：長崎事業所 電話番号：095-894-4681

4.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	締結している
協定労働者の範囲	システムエンジニア・プログラマー
労使協定書の有効期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日まで